

「農業委員会の適正な事務実施について」の改正概要

1 目的

農地法に基づく農業委員会の許可事務については、「規制・制度改革に係る対処方針について」（平成22年6月18日閣議決定）において、「意欲ある多様な農業者の参入促進、優良農地の保全と有効利用の観点」から、「農業委員会の手続きが迅速に行われるよう指導を徹底する」こととされたところであり、当該事務の迅速化に向けた取組の必要性を周知し、事務処理体制の整備を促進する必要がある。

また、農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査については、制度導入初年度ということもあり、実施時期の決定が遅れる等計画的な取組が不十分な農業委員会が散見されるところであり、農業委員会に対し、当該調査への適正な取組を指導し、遊休農地の所有者等への是正指導等の確実な実施を促進する必要がある。

このため、「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知）を改正し、農業委員会における事務手続の改善を指導することとする。

2 改正の内容

（1）農地法第3条許可事務関係

現行では農業委員会の行う許可事務について、判断の透明性や公平性を確保するため、事実関係の確認や総会等での審議、審議結果の公表等を行うよう求めているが、これに加えて、農地法第3条許可事務を迅速に処理するため、標準処理日数等の短縮及び公表、総会の弾力的な開催、許可申請書記入マニュアルの作成・周知等を指導。

（2）遊休農地に関する措置関係

農地法第30条第1項に基づく農地の利用状況調査等について、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画を策定し、活動結果を評価する仕組みを追加。

（3）その他

① 農地法第52条に基づく「情報の提供等」に係る事務を法令事務に追加。

② 点検・評価及び活動計画の様式の簡素化。

等所要の規定の整備を行う。

3 施行日

平成22年12月22日

(参考1)

規制・制度改革に係る対処方針について

〔平成22年6月18日
閣議決定〕

I. 各分野における規制改革事項・対処方針

3. 農業分野

規制改革事項	④農地の賃借の許可の迅速化
対処方針	・意欲ある多様な農業者の参入促進、優良農地の保全と有効利用の観点から、農作業のタイミングを逸しないよう、標準処理日数等の短縮及び公表、総会の弾力的な開催等により、農地法の許可一般について、農業委員会の手続きが迅速に行われるよう指導を徹底する。＜平成22年度中措置＞

(参考 2)

農業委員会による農地の利用状況調査への取組

平成 22 年 6 月末時点で、過半の農業委員会において実施予定時期が未定。
→調査・指導を年度内に円滑に実施し完了するためには、年度当初に調査・指導の準備から実施に至るスケジュールを定めておくことが効果的。

○農地の利用状況調査への実施状況（平成 22 年 6 月末現在）

総農業委員会数	1, 7 6 0 農委 (100.0%)
1 実施済（一部実施している場合を含む）	1 3 8 農委 (7.8%)
2 未実施	1, 6 2 0 農委 (92.0%)
①総会又は農地部会で実施予定月を決定済み	4 4 4 農委 (27.4%)
②事務局で実施予定月の原案を作成済み	2 3 9 農委 (14.8%)
③現在、事務局内で実施予定時期等を検討している	<u>8 2 6 農委 (51.0%)</u>
④まだ検討に着手していないが、総会又は農地部会で決定する時期は考えている	<u>1 1 1 農委 (6.9%)</u>

※ 農地の利用状況調査への積極的な取組について、農業委員会に対する指導を行った結果、平成 22 年 10 月末時点で、調査の実施予定時期を定めていない農業委員会は、44 農業委員会（2.2%）まで減少している。

資料：経営局構造改善課調べ

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

} 殿

(農林水産省) 経営局長

「農業委員会の適正な事務実施について」の一部改正について

農業委員会の事務の適正化については、「農業委員会の適正な事務実施について」（平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局長通知。以下「適正化通知」という。）により、農業委員会による取組を推進してきたところであるが、本年 6 月 18 日に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針」において、農地の賃借の許可の迅速化を図るため、標準処理日数等の短縮及び公表、総会の弾力的な開催等により、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の許可一般について、農業委員会の手続きが迅速に行われるよう指導を徹底することとされたところである。また、遊休農地については、その有効利用を図ることが喫緊の課題となっていることから、農業委員会による農地法第 30 条に基づく農地の利用状況調査及び当該調査に基づく遊休農地の所有者等への指導等の適切な実施が強く求められるところである。

このため、優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会の事務の適正化に向けた取組を一層促進するため、適正化通知を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、この旨御了知の上、貴局管内都府県及び市町村と連携して、農業委員会に対する適切な助言指導等に努められたい。

なお、このことについては、貴職から管内都府県に通知するとともに、都府県から管内の市町村及び農業委員会へ通知するよう併せて通知願いたい。

(施行注意)

注 1 () 書きは、各地方農政局長宛は削る。

注 2 下線部は、北海道知事宛は削る。

22 経営第 5333 号

平成 22 年 12 月 22 日

全国農業会議所

会長 太田豊秋 殿

農林水産省経営局長

「農業委員会の適正な事務実施について」の一部改正について

標記の件について、別添写しのとおり地方農政局長等宛通知したので、御了知の上、全ての農業委員会で活発な取組が図られるよう、適切な助言指導を願いたい。